

第3条 長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に、「一般電気事業者、同項第6号に規定する特定電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

環境エネルギー課

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月17日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考、様式第6号の備考及び様式第9号の備考の1中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

様式第15号の備考及び様式第26号の備考の1中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

義務教育課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月17日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の長野市松代交番の項中「松代町東寺尾の一部」を「松代町城北 松代町東寺尾 松代町城東」に、「篠ノ井東福寺の一部」を「篠ノ井東福寺の一部 松代町西条 松代町豊栄 松代町清野 松代町岩野の一部 松代町柴 松代町牧島 松代町小島田 松代町大室」に改め、同5の長野市清野警察官駐在所の項から長野市柴警察官駐在所の項までを削り、同表の19の塩尻市塩尻駅前交番の項中「大字棧敷」を「大字大門 大字棧敷」に、「大字金井」を「大字みどり湖 大字金井 大字峰原」に、「大字旧塩尻」を「大字旧塩尻 大字宗賀」に改め、同19の塩尻市宗賀警察官駐在所の項を

削る。

別表第4の組織犯罪対策課の項中

暴力団排除対策官	警視	暴力団排除活動に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督
意見聴取官	警視	意見聴取の主宰及び部下職員の指揮監督

を

意見聴取官	警視	意見聴取の主宰及び部下職員の指揮監督
-------	----	--------------------

に改める。

附則

この規則は、平成28年3月18日から施行する。

警務課



長野県告示第161号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項（第17条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定により、一般財団法人消防試験研究センターから危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 変更前の事務所の所在地  
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎1階
- 2 変更後の事務所の所在地  
長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センター1階
- 3 変更年月日  
平成28年4月1日

消防課

長野県告示第162号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成28年3月17日

長野県知事 阿部守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病、結核病予防のため	佐久市のうち 浅科地区 南佐久郡 南牧村のうち 板橋 海ノ口のうち 野辺山 原以外 海尻 広瀬 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 諏訪郡 原村 伊那市のうち 富県 美簗 上の原 美原 前原 野底 若宮 仙美 東春近 手良 伊那部 荒井 西町 中央 狐島 下新田 日影 境 上新田 上牧 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 上郷 三穂 下伊那郡 泰阜村 大鹿村 木曾郡 大桑村 松本市のうち 笹部 並柳 芳川 里山辺	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法 施行規則 別表第1 に規定されている 検査法 結核病 家畜伝染病 予防法 施行規則 別表第1 に規定されている 検査法

	入山辺 神林 笹賀 岡田 中山 内田 寿 奈川 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 東筑摩郡 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 上水内郡 信濃町				
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛			
ヨーネ病予防のため	上田市 小諸市 佐久市のうち 浅科地区 南佐久郡 小海町 佐久穂町 南牧村のうち 板橋 海ノ口のうち 野辺山 原以外 海尻 広瀬 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 西箕輪及び 西春近以外 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 宮田村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛は除く。	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	家畜伝染病 予防法施行 規則別表第 1に規定さ れている検 査法	

<p>上郷 三穂 山本 伊賀良 下伊那郡 泰阜村 大鹿村 高森町 阿智村 喬木村 木曾郡 木曾町のう ち 開田高原 南木曾町 木祖村 大桑村 松本市のうち 島内 島立 新村 和田 今井 野尻 笹部 並柳 芳川 里山辺 入山辺 神林 笹賀 岡田 中山 内田 寿 会田 殿野入 反町 奈川 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 長野市のうち 信州新町地 区 須坂市 上水内郡 信濃町 小川村 下高井郡 山ノ内町 下水内郡 栄村</p>						<p>若宮 仙美 東春近 手良 伊那郡 荒井 西町 中央 狐島 下新田 日影 境 上新田 上牧 上伊那郡 辰野町 箕輪町のう ち 箕輪 東箕輪 南箕輪村の うち 南原区以 外 中川村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 上郷 三穂 下伊那郡 泰阜村 大鹿村 木曾郡 木曾町のう ち 開田高原 南木曾町 木祖村 松本市のうち 島内 島立 新村 和田 今井 野尻 安曇野市のうち 穂高 上水内郡 信濃町</p>	<p>除く。</p>		
<p>北佐久郡 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 諏訪郡 原村 伊那市のうち 富県 美篤 上の原 美原 前原 野底</p>	<p>繁殖の用 に供し、又 は供する目 的で飼育し ている肉用 雌牛及び当 該雌牛と同 一施設内で 飼育してい る牛 ただし、 家畜保健衛 生所長が検 査を不要と 認めた牛は</p>			<p>ヨーネ病 発生予防 のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>1 搾乳の 用に供し、 又は供す る目的で 飼育して いる雌牛 のうち、 県外から 導入され たもので あって過 去に県内 で検査を 受けたこ</p>	<p>種付けの 用に供し、 又は供する 目的で飼育 している雄 牛及び当該 雄牛と同一 施設内で飼 育している 牛</p>	<p>平成28年 4月1日 から 平成29年 3月31日 まで</p>	

		とのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの			高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上(だちょうの場合にあっては、10羽以上)飼養している農場のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査(年1回以上実施)
					家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	急速凝集反応法
牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)施行規則第4条に該当する場合を除く。	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	酵素免疫測定法	腐蛆病発生予防のため	県内全域	蜜蜂	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
					アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成27年11月から平成28年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成28年6月1日から平成28年11月30日まで	中和試験
馬伝染性貧血発生予防のため	上田市のうち芳田以外 小諸市 佐久市のうち東地区以外 諏訪市 茅野市のうち豊平区以外 諏訪郡 富士見町 原村 飯田市のうち北方及び鼎以外 下伊那郡 阿南町 阿智村 根羽村 豊丘村 安曇野市 長野市のうち上ヶ屋以外	1 すべての馬ただし、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬は除く。 2 実施する区域以外の馬で、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査					
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬			豚コレラの発生予防のため	県内全域	1 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜検査が実施される豚 2 飼養管理状況等を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	酵素免疫測定法

## 長野県告示第163号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草2590の13から2590の15まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2590の26、2590の45
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第164号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村葛島2479、2502の1、2502の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第165号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第166号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上伊那郡飯島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第167号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成28年3月14日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

平成28年3月17日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	竹淵社会保険労務士事務所	上伊那郡辰野町大字辰野505-1	上伊那郡辰野町大字辰野505-1
旧		上伊那郡辰野町大字辰野506	上伊那郡辰野町大字辰野506

会計課

**長野県木曾建設事務所告示第4号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月17日

長野県木曾建設事務所長 塩入 信一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上松南木曾線
- 3 道路の区域

区 間	敷地幅員	延長
	m	km
木曾郡大桑村大字殿32番の35地先から 木曾郡大桑村大字殿1番の90地先まで	9.7~83.5	2.8920

道路管理課

**長野県木曾建設事務所告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月17日

長野県木曾建設事務所長 塩入 信一

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 奈川木祖線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
木曾郡木祖村大字小木曾1163番の1地先から 木曾郡木祖村大字小木曾1163番の1地先まで	旧	11.4~27.4	1.0981
同上	新	11.4~70.8	1.0842

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 奈川木祖線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
木曾郡木祖村大字小木曾5441番の79地先から 木曾郡木祖村大字小木曾5441番の2地先まで	旧	8.4~23.8	0.4221
同上	新	10.0~61.2	0.4268

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 奈川木祖線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
木曾郡木祖村大字小木曾5440番の13地先から 木曾郡木曾村大字小木曾5440番の11地先まで	旧	7.2~9.2	0.2055
同上	新	9.6~46.0	0.2038

道路管理課

**長野県北信建設事務所告示第4号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月17日

長野県北信建設事務所長 荻野 厚



- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下高井郡木島平村大字上木島字糠平4518番の1地先から 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字打越10188番の3地先まで	旧	4.4~18.0	0.8897
同 上	新	4.4~18.0	0.8897
		9.6~21.4	0.5432

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月17日

長野県木曾建設事務所長 塩 入 信 一

- 1 路線名 上松南木曾線
- 2 供用を開始する区間  
木曾郡大桑村大字殿88番の1地先から  
木曾郡大桑村大字殿1番の90地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年3月17日

道路管理課

長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

平成28年3月17日

長野県教育委員会

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び名称
六地藏石幢	1基	上高井郡高山村大字牧字久祢下1061番地5	上高井郡高山村大字牧字久祢下1058番地2 宗教法人 明德寺
木造阿弥陀如来坐像	1軀	飯田市箕瀬町1丁目2464番地1	飯田市箕瀬町1丁目2464番地1 宗教法人 柏心寺
木造馬頭観音菩薩坐像	1軀	飯山市大字瑞穂7117番地2	飯山市大字瑞穂7130番地イ号3 宗教法人 小菅神社

文化財・生涯学習課

選告示第9号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成28年3月17日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

34,702	34,655
316,886	316,594
103,935	103,839
64,754	64,652
45,971	45,919
19,767	19,721
27,815	27,782
13,580	13,552
19,057	19,044
11,736	11,718
18,536	18,506
8,915	8,900
18,543	18,509
8,022	7,992
6,825	6,810
21,298	21,261
18,158	18,139
38,578	38,589
21,088	21,047
8,277	8,259
26,632	26,658
7,158	7,138
22,515	22,504
16,905	16,852
8,262	8,219
6,427	6,417
8,914	8,893
6,701	6,670

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会指示第20号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成28年3月17日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林公男

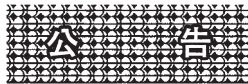
1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

2 指示の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

内水面漁場管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年3月17日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ほかり

上田市中央2-3-16

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ほかり

上田市中央2-3-16

3 廃止前の店舗面積の合計

1,210平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止した日

平成17年11月1日

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年3月17日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スワプラザビル外3

諏訪市諏訪1-7-20

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

スワプラザ開発株式会社

諏訪市諏訪1-6-1

株式会社カネ太長瀬

諏訪市諏訪1-6-16

3 廃止前の店舗面積の合計

17,980平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

552平方メートル

5 廃止した日

平成26年12月28日

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年3月17日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユー・パレット長野南店

長野市稲里1-5-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 廃止前の店舗面積の合計

2,042平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止した日

平成26年4月21日

産業政策課サービス産業振興室